

大和市公告第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項及び地方公営企業法（昭和27年法律292号）第30条第7項の規定により、次に掲げる決算の要領を別紙のとおり公表する。なお、令和5年9月26日に大和市議会において、第1号に掲げる決算については不認定とされ、第2号から第6号までに掲げる決算については認定された。

- (1) 令和4年度大和市一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和4年度大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和4年度大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和4年度大和市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和4年度大和市病院事業会計決算
- (6) 令和4年度大和市下水道事業会計決算

令和5年10月3日

大和市長 古谷田 力